令和８年１０月２２日　東京地方裁判所刑事第１３部宣告

令和８年(わ)第１０５６４号　収賄被告事件

主　　文

被告人を懲役２年に処する。

この裁判が確定した日から３年間その刑の執行を猶予する。

被告人から１８３万９５２円を追徴する。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人は、東京大学大学院医学系研究科外科学専攻感覚・運動機能医学講座皮膚科学分野教授及び東京大学医学部附属病院感覚・運動機能科診療部門皮膚科長として、令和５年４月１日に同研究科に設置された臨床カンナビノイド学講座（以下「本件講座」という）の設置手続、運営、研究内容の選定及び実施等を統括するなどの職務に従事していたが、本件講座の設置手続、運営、研究内容の選定及び実施等をするなどの有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼の趣旨及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、別表記載のとおり（別表省略）、令和５年３月１０日から令和６年８月９日までの間、２８回にわたり、「場所」欄記載の店舗において、東京大学に本件講座の設置及び共同研究の申込みをしてその契約を締結していた一般社団法人Ａの代表理事として、協会の業務全般を統括掌理していたＢから、代金合計１８３万９５２円相当の遊興の接待の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を収受した。

（量刑の理由）

被告人は、東京大学教授という立場でありながら、本件講座設置前後の１年余りにわたって、贈賄側の契約業者から２８回の遊興接待の供与を受けた。被告人は、本件講座の存亡を握る権力を持ち、本件講座を通じてもうけようとする贈賄業者の働きかけに応じて、部下であった講座長を通じ、癒着していく中で常習的に犯行に及んだ。遊興接待の内容はいわゆるキャバクラやソープランドにおけるサービスを

受けるという享楽的で性的志向の強いもので、職務の廉潔性を害したことは明らかである。

本件の背景には、弁護人が主張するように、本件講座の研究費に充てる資力もないような贈賄業者が、東京大学の社会連携講座という看板を悪用しようとした側面があり、担当教授である被告人の権限と東京大学事務担当職員による監査が分断されていたという大学の構造上の問題も相まって犯行期間が長期化したと考えられる。しかし、被告人が自身の有する大きな影響力や社会から求められている信頼を自覚し、教育者として講座長を含めた後進の医師らの将来を顧みていれば起こりえなかった事態であるといえ、同様の収賄行為に及んだ講座長よりも犯情は重い。以上によれば、被告人の刑事責任を軽視することはできない。

他方で、本件が広く報道されたことで、被告人が日本国内で再び公職に就く可能性がなくなった現在では再犯に及ぶとは考え難く、犯行を認めて反省していることなどの事情を踏まえると、被告人に対しては主文の懲役刑を科した上で、その執行を猶予するのが相当であると判断した。

（求刑　懲役２年・主文同旨の追徴）

令和８年１０月２２日

東京地方裁判所刑事第１３部

裁判官　　池　　上　　弘